

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、その日)

平成七年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告示 保険医療機関の指定（保険課）

特定承認保険医療機関の承認（タク）

指定訪問看護事業者の指定（タク）

種畜証明書の交付（畜産課）

保安林の指定の解除予定（二件）（森林保全課）

◇公 告 改良普及員資格試験の合格者（経営指導課）

猟銃等の取扱いに関する講習会の実施（生活保安課）

告示

鳥取県告示第七百三十一号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、特定承認保険医療機関の承認をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松本医院	米子市河崎一七四〇一九	平成七年十一月一日
岡崎内科医院	米子市皆生一五七一七	タ
よしだ歯科クリニック	米子市皆生七七六一	タ
潮医院	西伯郡会見町天万一五三四一一	平成七年十一月二日
井田レディースクリニック	米子市東町二三二八	平成七年十一月五日
鳥飼内科	倉吉市昭和町一丁目六一	平成七年十一月七日

名 称	所 在 地	承 認 年 月 日
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一	平成七年十一月一日

鳥取県告示第七百三十一号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ五第一項本文の規定に基づく指定訪問看護事業者
平成七年八月一日付けで、同法第四十四条ノ四第一項の規定に基づく指定訪問看護事業者
者の指定があるものとしてみなされたので、同法第四十四条ノ十一第一号の規定により、
次のとおり告示する。

平成七年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 囗 次

- 一 指定訪問看護事業者の名称
医療法人 厚生会
- 二 指定訪問看護事業者の主たる事務所の所在地
米子市彦名町一二五〇
- 三 訪問看護ステーションの名称
訪問看護ステーションひこな
- 四 訪問看護ステーションの所在地
米子市彦名町一二五〇

鳥取県告示第七百三十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第一百九号）第四条第一項第一号の種畜証明書を
次のとおり交付したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

種畜證明書 番 号	名 前	品 種	生 年 月 日	產 地	血 級	飼養者の住所又は所在地 及び氏名又は名称	
					父	母	
平7 鳥取県臨 第1号	北富士	黒毛和種	平成6年6月25日	東伯郡東伯町	富士森	かよ2	1級 東伯郡赤崎町
平7 鳥取県臨 第2号	米鈴桜	〃	平成6年7月9日	〃	糸北土井	さかえ3	鳥取県若狭試験場

平成七年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 囗 次

鳥取県告示第七百三十四号
**次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和
二十六年法律第一百四十九号）第三十条の規定により告示する。**

平成七年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 囗 次

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡国府町大字岡益字笑道六四八の二（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

一一一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡国府町大字三代寺字袋谷四五七の九、大字広西字大谷五一の一一

- 2 保安林として指定された田的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため
〔次の図〕^サ、省略^シ、^ヘの図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び国府町役場に
備え置して縦覧に供する。)

鳥取県告示第七四三十五号

次のよつに保安林の指定を解除する件(以下「本件」といふ)の通知を取扱ひたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成七年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 色 次

- 1-1 解除予定に係る保安林の所在場所
若美郡国府町大字岡益字笑道六四八の八
- 2 保安林として指定された田的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため
1-1 解除予定に係る保安林の所在場所
若美郡国府町大字広西字大谷五一の一回
- 2 保安林として指定された田的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

平成7年10月11日及び12日に実施した平成7年度鳥取県改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成7年11月10日

公 告

1 基礎選択項目	農業経営	石井誠一郎	大谷かおり	秋場貴美子	佐藤 正美	富谷 英豊
田中 裕之	金山 千鶴	吉田 雄一	長谷川健一	東浦 昌弘	浮田 理恵	山本 健
山本 真理	井手野亜伊香	森岡 敏文	丸山 徹	川本八千代	成田 道子	高橋 一興
高橋 篤志	溝口 岳穂	広瀬みち子	川本八千代	高下あゆみ	高延 幸一	岩本 崇佳
村川 雅彦	完田 昌美	松尾 諭	谷内 一郎	高延 幸一	村上 重行	長谷川美穂子
村上 重行	谷 清次	樋野 弘之	白岩 裕隆	白岩 裕隆	土井智津子	新宮 敦秀
以上45名	高田 知美	福安 敦男	田中 寛	西田 昌樹	土井智津子	竹内 伸子
2 基礎選択項目 生活経営	詫間 智子	林原 哲太	引地 真子	竹内 伸子	以上4名	以上4名

平成7年11月10日 金曜日

島 取 県 公 聯

統砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成7年11月10日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成7年12月1日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市焼町一丁目151 鳥取県米子警察署 会議室	八橋、米子、境港、溝口及び 黒坂の各警察署の管内に居住 する者
経験者講習	平成7年12月12日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署 会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警察 署の管内に居住する者
経験者講習	平成7年12月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び 浜村の各警察署の管内に居住 する者

3 講習時間及び講習課題
(1) 講習時間 3時間
(2) 講習課目

ア 獵銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い、
受講申込手続

4 所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法
(1) 講習受講手数料 2,000円
(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を統砲刀剣類関係手数料納付書には
り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品
筆記用具及び印鑑